

毎週火、金曜日発行(但休日につきは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和二十九年年度衛生部の定期監査の結果
公表

監査公告

鳥取県監査公告第三百三十七号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十九年年度に係る衛生部の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十一年二月二十九日

鳥取県監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	大西節夫
同	近藤一

監査箇所 執行年月日

医務課 昭和三十年十一月二日

公衆衛生課 同

業務課 同

医務課 監査委員 昭和三十年十一月二日監査

同 監査委員 松本利治

同 山本四郎

監査概況

一 中央病院の増築並びに施設の充実にについては逐次整備に努力し本年度においても三千三百余万円をもつて病床五十床の増設その他内容充実したことは結構であるが、これをもつて賢実な病院経営を期待することは望み難く、特に本県の医療機関並びに病床の現状から見て今後拡充整備に一段と配意が必要である。

二 医療機関の整備については格段の努力を払い本年度においても、智頭病院の開設を見たことは結構である。しかしながら県下の整備状況は東部一、六二〇床、中

部五三八床、西部一、二一四床を確保されているが中でも中部地区が低調のようである。これらの整備については種々の隘路並びに事情があると思われるが、衛生行政の総合的の見地から一層積極的に推進を図るよう努力されたい。

三 結核病床の整備については抜本的対策を考究された。現在の県下病床数は一、五五七床であつて結核実態調査の結果から見ると未だ八千余床不足である。特に現下の実情からして国立施設の拡充に俟つところが極めて大であるが県としても関係機関に対し強力に増床整備方を要請すべきである。

四 公的医療機関運営審議会は未設置であるが医療機関の円滑な運営を図るため設置すべきものと認める。

五 保健所の運営方針について根本的に考究せられたい。即ち県下六保健所は保健行政第一線機関として活躍しているが、保健所の声価が高まるに伴つて保健活動も逐年要請増高の傾向にあり一面その陣容並び経費は概ね限度に達しており今後は市町村その他関係機関の積

極的協力に俟たねば万全を期せられない段階に到達しているのではないかと思はれるのでこの点について検討考究せられたい。

公衆衛生課 昭和三十年十一月二日 監査

監査委員 山本 四郎

監査概況

一 伝染病予防対策は総合的、企画とその推進に一層の留意が必要である。昭和二十九年中県下で発生した法定伝染病中赤痢患者(疫痢を含む)は総体の八割を占めているが対策については環境の整備、食品衛生監視の徹底、住民の自覚と医師の迅速適切な措置の励行等根本的に再検討し重点的且つ、効率的予算措置することが先決問題である。特に保菌検索についても、食品関係業者等一千九百人実施している程度で極めて低調である。

二 予防接種状況は、一般的に低調である。特に県下市

町村の平均接種率を見ても腸パラ五八・二%、百日せき六六・八%であつて、これらの成績不振市町村に対しては、保健所長をして厳重に督促せしめられたい。

三 市町村隔離病棟の建設は逐年整備計画により努力しているが、市町村財政事情によつて容易でなく当初計画一四箇所に対し二十八年度末までに漸く五箇所を整備し本年度倉吉、根雨地区に建設認可を受けたのであるが倉吉厚生病院に附設したのみで根雨地区は地元財政事情等のため中止としている状況であつて遅々としているので計画推進について一層努力されたい。

四 結核予防対策について集団検診、患家訪問及び医療給付等実施しているがその死亡率の漸次減少に反し、患者数は漸増の傾向にあるので強力に対策を講ずべきである。特に結核実態調査の結果によると県下の患者数は推定二万人を越える状況でこの中、入院加療を要するものは約半数を数えているが、そのほとんどが家庭療養を余儀なくしている現状である。しかるに保健所保健婦の患家訪問活動は、前年度に比し減少してい

るので市町村保健婦設置とその活動を促進するよう県としても強力に勧奨すべきである。

五 らい病予防対策について療養所入所患者八七名のうち三乃至五世帯に対し生活、教育、住居の各援護(十四万三千三百四十六円)をなし、また一九名の在宅患者の検診等に努めているが、このうち五名は重症であるが、入所していないので一層の啓蒙普及と、その指導により完全収容せしむべきである。

六 保健所の運営方針検討について医務課監査概況を参照し考究せられたい。

業務課 昭和三十年十一月二日 監査

監査委員 山本 利治

同 山本 四郎

同 近藤 伝一

監査概況

一 覚せい剤(ヒロポン)に対する予防措置として各種諸団体の指導者講習を初め、映画、ブライド、パンフレット等による啓発宣伝を実施し相当の成果を挙げているのであるが、三十年七月における実態調査によると使用経験者(中毒患者)は稍々減少しているが、これに反し現在使用者数は増加(とくに山間部が多い)の傾向にあり社会問題となつている。これが対策として「覚せい剤問題対策実施要綱」を決定(三十年六月実施)し諸施策の実施を開始したのであるが、諸種事情、殊に財政面の制約をうけ、積極的活動に支障をきたしている現状につき、ことの重要性にかんがみ当局の格別なる配慮を望む。

二 薬事監視の強化取締、重点監視等については前回の監査にも指摘しているところであるが、いまなお改善されていない。即ち薬事監視のための専任者はなく第一線業務を担当する保健所勤務の薬剤師をあてているため十分なる活動を期し得ない状況にある。これら監視員な医薬品を始め新農薬危害防止 毒物及び劇物等、

の取締のほか、更に覚せい剤に対する予防措置を指導育成すべきであり、また近代医薬品の進出に伴い取締の適正強化は一層切望されるところであるから人事の重点配置と取締の強化につき配慮されたい。

三 麻薬取締法に基き適正指導のため聞込みその他の情報により重点的に立入検査を実施しているが、麻薬施用(管理)者数四三五に対し立入検査指導実施回数八一であつて、その中違反容疑によるものとして帳簿不備三四、保管不備一二、不正施用一〇あり麻薬取扱に対する觀念が不徹底である現状から強力に検査を実施し適正施用と管理出納につき一層留意されたい。

四 保健所の運営方針検討について医務課監査概況参照に考究せられたい。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県
 副 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣
 印 所 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣
 副 所 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣
 印 所 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣